

四日市市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月18日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第11号

四日市市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

四日市市児童福祉法施行細則（平成24年四日市市規則第46号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（費用の徴収）</p> <p>第17条（略）</p> <p>2 法第21条の6の規定により行われた障害福祉サービスの提供又はその委託に関し、当該措置を受けた障害児又はその扶養義務者から徴収する費用の額は、<u>やむを得ない事由による措置（障害児通所支援）を行った場合の単価等の取扱いについて（平成24年6月25日障障発0625第1号。厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）別紙</u>のとおりとする。</p> <p>3（略）</p>	<p>（費用の徴収）</p> <p>第17条（略）</p> <p>2 法第21条の6の規定により行われた障害福祉サービスの提供又はその委託に関し、当該措置を受けた障害児又はその扶養義務者から徴収する費用の額は、<u>やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて（平成18年11月17日障障発第1117002号。厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）別紙（6）</u>のとおりとする。</p> <p>3（略）</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（こども未来部こども発達支援課）